



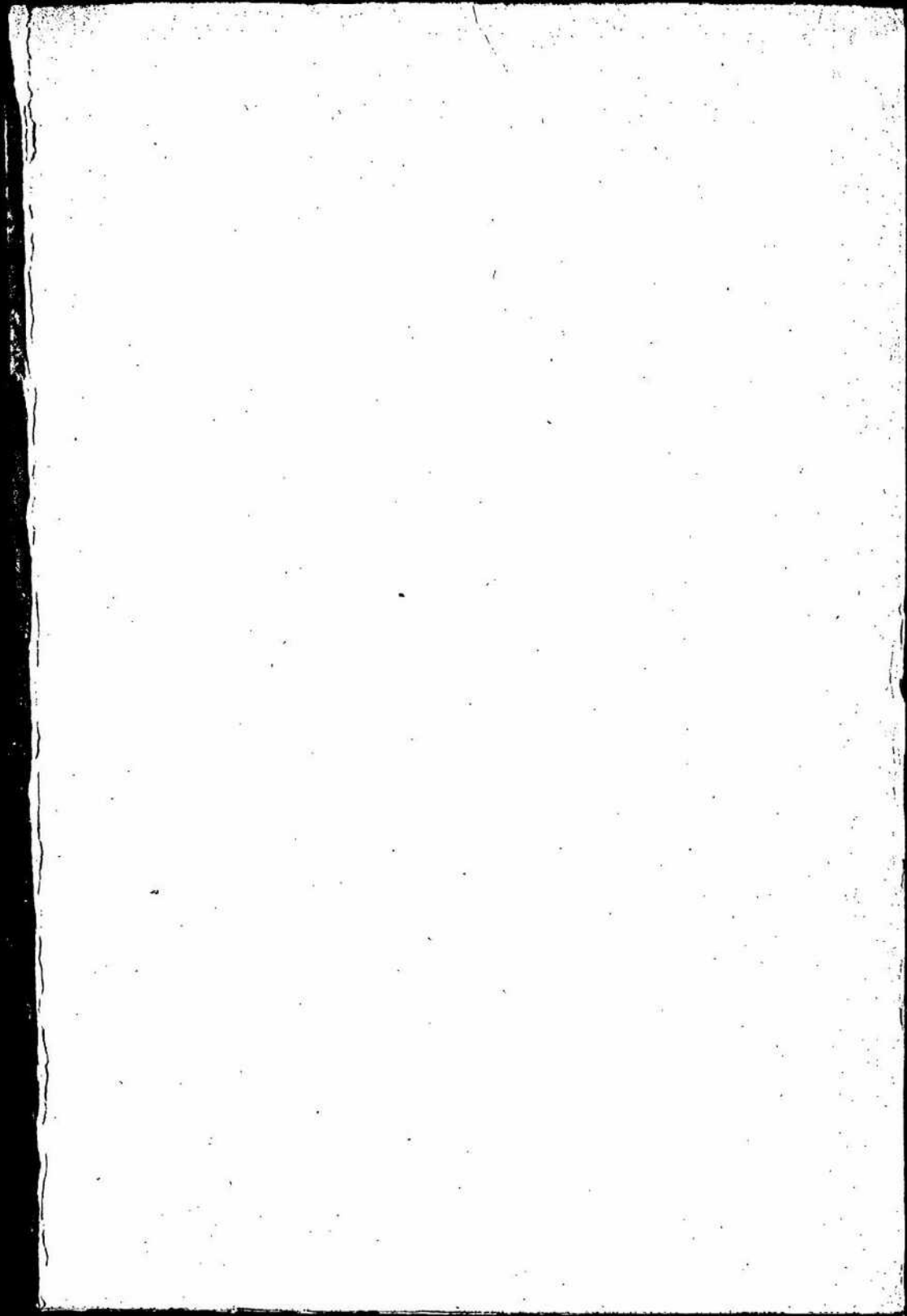
日本グンロツプ護護(株)

1263

讓受財産
株式處分
1263

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-8
	⑧1727



1727



三
回

議 書

託 起案	第 986 號
起案	昭和 26 年 6 月 1 日
決裁	昭和 年 26 月 日
備考	

委員長 	常務委員 	所管 部長 證券部 部長	關係 部長
		所管 部長 證券部 第二課 課長	關係 部長
指定證券處分計登ニ關スル件			
一處分銘柄			
日本ダンプ護謨株式会社 (四) 中央ゴム工業株式会社 ヒ五ニ株一元所有者内外通商			
ニ處分計登ノ内容			
價額並割當ノ決定			
右ハ別紙ノ通り御詮議願上ケマス			

總務課長部

持株會社整理委員會

裏面白紙

昭和 年 月 日

證券處分計畫書

持株會社整理委員會

一、指定證券の銘柄

註、(イ)管理證券の内詳

種 類	拂込金額	株 數	元所有者	備 考
並通株	二〇一九	七五二	内外通商	

(ロ) 證券所在場所 引取済 七五二株 (東京) 引取未済 株 (/)

(ハ) 管理證券の比率

A、發行總株數 四〇〇〇〇株の 二一・八八%
B、元所有者所有同社株式 七五二株の 一・八八%

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

工場の数	本社工場
所在地	本社所在地に同じ
B 會社法令上の正合	(内外通商系統)
の特許會社	(昭和二十五年七月三十一日新設特許會社)
C 株式の内容	
總株数	四〇〇〇〇株
株主数	二名
D 會社の主要株主及役員	兼ル ダンロップ 護謨株式會社
役員	代表取締役 J. L. Allaway
	(他の役員は調査中)

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

F、收支狀況(單位千圓)	
自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
收入	支出
三、七、八〇、〇一七	三、七、七三、四〇〇
一、七、三、五、九九二	一、六、六、五、六、七三
	七〇、三、一、九(五ヶ月)
差引損益	利益率
六、六、一、七(四八直)	一三、四%
	年
配當率	備考
一三、四%	未納税金(引)
	未納税金(引)

ニ、譲渡価額決定の事情

A、概 要(一株當り)

拂 込 金 額 二〇、四

元所有者帳簿價額

財産税法における評價額

正味資産 價 値

貸 借 再 評 價 額

前 年 一、五〇、四、八二銭

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

買入希望債額 一六〇円
 之所有者売却希望債額 一六〇円以上

B. 計算定率事情

尚社は資本金八〇〇千円にして昭和二〇年六月戦災により全工場八割と焼失したるに直ちに復興に着手し現在の盛業をみるに至った。
 昭和二五年一月現在比による正味資産は一、五〇八、二四九銭
 資産再評價前に換算すれば一、五〇八、二四九銭とす
 昭和一三七一%と計算す

尚社の業果に於ける地歩日市陽控ニテその位が近年の地位地騰がす
 ため横濱護謄製造株式會社と比肩し得るものと業果能く比較する
 中と左記の通りである (昭和二五年一月現在比)

項目	資本金	売上高	利益金	利益率	備考
横濱護謄製造	二〇〇,〇〇〇千円	三五,四七九千円	六,九四三千円(八角)	年三三九%	同五五、一 至二、一三三
日本たばこ工業	八〇〇,〇〇〇千円	一、二〇七、六一三、千円	七〇,三九千円(五角)	年一三七%	同二、八、一 至五、三三

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

日本ダンプ護謨の整備計画による増資計画日左記通りである

増資内訳

現金拂込 一、五、〇〇〇、〇〇〇円

現物出資 二、二、〇〇〇、〇〇〇円

計 三、七、〇〇〇、〇〇〇円

増資後の資本金 三、三、〇〇〇、〇〇〇円

右現金拂込の分より新株の割当は 計の割合と併せて
 日七ダンプ護謨増資名の一株当たり四割と略々横浜護謨製造と
 併せて計の割合と併せて六月二日現在横浜護謨製造 対價一九〇円(五割金割込)
 併せて計の割合と併せて六月二日現在横浜護謨製造 対價一九〇円(五割金割込)
 より計算権利含相場と併せて一株(額面三〇円)当たり一八八円と
 前記諸事情並に本株は市場性も考慮し一株
 月一五円として譲渡の事を致したい

註 敵産管理法により処分された英米割込有株八三九、四八株(總發行
 株数四〇〇、〇〇〇株)は同年八月司令部の指示により四割有株
 ダンプラバーカンパニーリミテッドに送還された

裏面白紙

貸借対照表

記名日本シロブ護謄 K.K.
昭和25年 12月 31日現在

資産		負債	
科目	帳簿価額	科目	帳簿価額
目	評価価額	目	評価価額
摘要		摘要	
固定資産	28,967	資本金	27,550
土地	2,589	資本金	8,000
建物	97,911	前貸付金	17,550
機械装置	1,356	前掛金	6,617
器具備品	2,268	法定積立金	7,319
車輜運搬具	992	次期繰越金	—
復旧勘定	5,591		—
流動資産	29,082	外部負債	27,661
投資	1,997	借入金	26,200
材料	3,603	買掛金	4,400
仕掛品	5,767	支拂手形	4,534
製品	1,815	前受入金	1,334
貯蔵品	2,383	強引貸付金	9,930
売掛金	24,319	及仮受金	9,930
受取手形	20,855	納付金	1,280
預金	20,839	繰上金	1,772
水増し経費	6,700	事業資金	2,200
差入保証金	7,206		
合計	58,049	合計	58,049

裏面白紙



(完) 内外通商株式會社

昭和貳拾六年五月八日

持株會社整理委員會
證券部 御中

一日本ダンロップ護謄株式會社株式賣却希望價格の件

首記株式は壹株(貳拾圓株)當り金壹百六拾圓又は貴委員會が妥當と認める價格にて賣却致度何卒宜敷御取計願います。
尙弊社の價格算定の基礎は曩に昭和貳拾五年七月拾日附提出致しました連合國財産株式の返還に因る損失報告書の通りです。

以上

東京都中央区銀座二丁目二番七号
内外通商株式會社

東京都中央区銀座二丁目二番地

裏面白紙

昭和貳拾五年七月拾日

東京都中央區銀座貳丁目貳番地九
内外通商株式會社

持株會社整理委員會
證券部 御中

拜啓 益御清祥の趣大慶に存じます

陳者

→ 連合國財産株式の返還に因る損失報告書の件

昭和貳拾四年拾月拾日附貴證二の二第二十九號の首題の件に關し
別紙の通り御回答申し上げますから宜敷御取計ひ願ひます

敬具

同封 二

裏面白紙

昭和貳拾五年七月拾日

内外通商株式會社

持株會社整理委員會
證券部 御中

銘柄	拂込金額	株數	返還年月日	補償金額	時價	損失額
日本ダンロップ 護謨株式會社株式	二〇・〇〇〇 圓	二一九二四八	昭和 二四八一五	八三二四二〇〇 圓 株三三八 三二七四八株 三〇〇株無償	一〇〇・〇〇 圓	二六八七五五・〇〇 圓

但し右は資料不足の爲資産の評価換を行はず帳簿價格により計算したものであるから後日
資産の評価換等を行ひ更に損失額を要求し得べきことを留保する。
尙別紙として時價算出の根據を添付する。

裏面白紙

日本ダンロップ護謄株式会社時価算定書

内外通商株式会社

同社株式の返還時は昭和24年8月15日であるが便宜上昭和24年9月30日現在の同社貸借対照表に依り一株當り正味資産額を計算すれば
同社は舊勘定については評價益と積立金により特別損失を補填してゐるので舊勘定はバランスするものと考へ

資 本 金	¥ 8,000,000.00
繰 越 利 益 金	¥ 139,447,369.05
當 期 損 失 金	¥ 12,021,649.90
假拂金の中既往年度法人税	¥ 90,005,313.88
正 味 資 産	¥ 45,420,405.27
	¥ 147,447,369.05

総株数 400,000株 (@ ¥20.00) であるから一株當り正味資産 ¥113.55 となる

又同社は昭和21年8月11日(指定時)より昭和24年9月30日に至る約6期間に利益金 ¥139,447,369.05 - (¥12,021,649.90 + ¥90,005,313.88) = ¥37,420,405.27 をあげ年間平均利益 ¥12,473,468.42 となり、これが資本金 ¥8,000,000.00 に對する割合は 155.9 % となり其の収益率は頗る大である。

更に同規模と考へられる横濱護謄製造株式会社株式の増資含み場外相場は昭和25年3月2

6日 ¥415.00 (@ ¥50.00) となつてゐる。

以上を綜合して考へるに日本ダンロップ護謄株式会社は横濱護謄製造株式会社と同等又はそれ以上の會社と考へられ横濱護謄以下といふことは考へられない。そこで壹株當り ¥160.00 (@ ¥20.00) を妥當と考へる。

貸借対照表 (昭和二十五年十二月三十一日現在)

資 産 之 部		負 債 之 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
土地	二、五八五、二七一・〇八	資本金	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
建物設備	九七、九七〇、五五九・六九	従業員退給準備金	八一、七一三、二九四・〇〇
機械装置	一〇三、五五九、九六九・六九	納税引當金	八五、二四〇、五二九・二〇
工具器具備品	二八、二六八、二二八・五六	再評價積立金	一七二、五九一、三八九・〇〇
車輛運搬具	九九三、三三八・八六	借入金	六八、六〇二、〇〇〇・〇〇
復舊勘定	五五九〇、七六六・〇二	買掛金及未拂金	四、四〇〇、二八五、四〇〇・一六
差入保費金	七三、二〇五、六四一・六四	支拂手形	四、五三三、四一三、八九五・五一
投資・産	一、五九六、九一三・〇〇	前受金	一三、三三三、九七〇・二一
材 料	三六〇、三三三、四七九・〇〇	預り保費金及 備受金	九九三〇、五六二・九八
仕 掛 品	五七、六二七、二五三・〇〇	前期繰越金	六、六一六、七七五・二二
製 品	一一八、一五二、八七八・〇〇	当期利益金	七〇、三一八、六七二・七四
貯 蔵 品	二一、三八三、二三〇・八九		
買掛金及未收入金	二四三、一三八、九七五・〇九		
受取手形	二〇二、八五四、六九四・八五		
預金現金	一一〇、八二九、三〇六・七六		
未経過経費	六七〇〇、一二二・八九		
合 計	一、四三三、七八八、六二九・〇二	合 計	一、四三三、七八八、六二九・〇二

裏面白紙

損益計算書 (自昭和二十五年 八月 一日 至 二月 三 日)

損失之部		利益之部	
賣上品製造原價	一、四一、〇三九、一六九、六七	賣上高	一、七〇、七六一、三二五、六八八
一般管理及販賣費	一、五六、四一六、五五三、九三	雑益	二八、三七八、七五三、八六
雑損	九八、二一七、六一四、四〇		
差引当期利益金	七〇、三一八、六七二、七四		
合計	一、七三、五九九、三〇一、〇七四	合計	一、七三、五九九、三〇一、〇七四

利益金庫分攤

前期繰越金	六六一、六七五、二二
当期利益金	七〇、三一八、六七二、七四
合計	七六九、三五四、四七、九六

之れを庫分すると下記の通り

法定積立金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法人税引當金	二五〇、三九九、七一、〇〇
事業税引當金	二五七、一九五〇〇、〇〇
次期繰越金	二四一、七五九、七六、九六
	七六九、三五四、四七、九六

裏面白紙

貸借対照表

(昭和二十五年七月三十一日現在)

資産之部		負債之部	
科目	金額	科目	金額
土地	二五八五二七一・〇八	資本金	八〇〇,〇〇〇・〇〇
建物設備	二九四四八一八七・七五	従業員退職準備金	五四二八六七三〇・八九
機械装置	五、四六八、八五三・四二	國庫納付準備金	一九九六〇、二〇二・一六
工具器具備品	二〇、五四七、九三六・七五	納税引當金	一〇四八五四三一・九・二〇
車輛運搬具	一、〇三五七九六・六八	借入金	一二五三五八四〇・九・五九
復舊勘定	二、三五八、七四六・九六	買掛金及未拂金	三〇九、一四九、四四五・六一
差入保費金	七五五六六六九・一六	支拂手形	一一三、八七二、四二六・一三
持資産	三、二五八、四三二・〇〇	前受金	八五三八〇四二・九〇
材料	一一五、一九五、九九六・九一	預り保費金及 假受金	一、一六三、三一四・九六
仕掛品	四一、一三九、〇〇一・〇〇	當利利益金	六六一、六七七五・二二
製品	五四七、一三六、五五四・〇九		
貯蔵品	一七、七六三、二三三・一〇		
買掛金及未收入金	二三八、〇一三、二八一・二三		
受取手形	一一二、一五七、八七二・三一		
預金及現金	四八、四三五、八九〇・四一		
未經過經費	六一、二〇、八四三・八一		
合計	七五、一七九、九六六、六六	合計	七五、一七九、九六六、六六

裏面白紙

損益計算書 (自昭和二十一年八月十一日
至二十五年七月三十一日)

損失之部		利益之部	
賣上品製造原價	二、八八三、七六七、二八二・六八	賣上高	三、七四六、一八八、四五六・五三
一般管理及販賣費	四、六七五、〇九〇、五六・五二	雜益	三三、八二八、六八六・六二
雜損	四、二二、一二四、〇二八・五三		
差引當期利益金	六、六一六、七七五・二二		
合計	三、七八〇、〇一七、一四二・九五	合計	三、七八〇、〇一七、一四二・九五

裏面白紙

資産再評價内訳書

再評價を行つた分(二五・一・一前取得)

科目	二五・一・一前取得	再評價額 (限度額)	再評価差額 (積立金)
建物設備	二五、四八、六二三 ※ 四四、一七五	九四、一六、九〇〇	七〇、六一、六二七
機械装置	三六、三五、四八六 ※ 一〇〇、八〇〇	一二七、六八、八〇〇	九一、三三、三一四
工具器具備品	一、四〇三、六八七	二〇、二五七、八〇〇	七、八五四、一一三
車輛運搬具	六、九六三、一三五	三、四八四、〇〇〇	二、七八七、六八五
計	七三、〇〇〇、一一一 ※ 一四四、九七五	二四、五五九、五〇〇	一七二、五九一、三八九

再評價を行はな分(二五・一・一前及後取得)

土地	再評價限度額
土地	二、六五一、六六一 三六、三五八、八〇〇
建物設備	六、七八九、八四六
機械装置	一〇、四八九、一五五 ※ 四六三、二四〇
工具器具備品	三、九四六、二七五 ※ 四一九七、九七五
車輛運搬具	※ 四〇六、六三九 四六二一
計	二四、二八三、五七六 ※ 八八三、八三六

(註) (一) ※印は二五・一・一以後取得分

(二) 上記再評價を行つた分及行はなかつた分の内土地の帳簿価額は會社記帳額に左記超過償却又は評價減否認額を加算したものである

建物設備	九三、四四、五六
機械装置	一〇、五八、二八
車輛運搬具	七、七七、七八
土地	六六、三九〇
計	一、一七八、四五二

神戸市葺合區備井町壹丁目貳拾番地
日本ダンロップ護謨株式会社

一 當社生産能力並に生産実績

業 種 別	月間生産能力 (生ゴム消費 量に於て) 一日八時間 二日操業)		月間生産実績 (十一月分) 生ゴム量	
	二〇二〇	一九九・四	二〇二〇	一九九・四
自動車タイヤ チユーブ	二〇	一九九・四	一九九・四	一九九・四
自転車タイヤ チユーブ	二〇	九・六	九・六	九・六
ゴム ベルト	二二	八・〇	八・〇	八・〇
ゴム ホース	七・三	一・六	一・六	一・六
醫療用 ゴム製品	五・三	一・一	一・一	一・一
運動用 ゴム製品	七・五	二・〇	二・〇	二・〇
工業用 ゴム製品	一・八・三	一・二・七	一・二・七	一・二・七
計	二八〇	二二二・四	二二二・四	二二二・四

内 譯

トラックタイヤ計一〇〇本、外に
乗用車小型タイヤ計一六〇〇本
自動車、リヤカータイヤ
一七〇〇〇本
コンベヤーベルト、平型ベルト計
一〇〇〇〇本、V型ベルト計
一〇〇〇〇本
各種ホース計三六〇〇〇呎
水枕 三六〇〇〇ヶ外
フットボール中袋 二四〇〇〇ヶ
軟式野球ボール六、六〇〇
其他便式履球ボール
ゴム板一〇〇〇〇枚
ゴム前掛一七〇〇〇枚
ゴム手袋一〇〇〇〇双
各種ゴム管八三〇〇
糸ゴム一八三〇〇
其他省略

内 地 向 九三%
輸 出 向 六%
進 駐 軍 向 一%

裏面白紙

ニ企業再建整備計画概要

(一) 資本金 (全額拂込済)	八〇〇〇千圓
(二) 特別損失負擔債權額	二六七一七
(三) 特別損失額	〇
(四) 棚卸資産の評価益	一三、八八二
(五) 整備計画実行後の資本金額	二、三六〇〇〇
(六) 増資内訳	
現金拂込	一六〇〇〇
現物出資	二一、四〇〇
計	二、八〇〇〇

(七) 債務辨済計画 債務返済資源

二二年一月一三日 増資拂込金	一六〇〇〇千圓	借入金
、	一〇〇〇	、
二二年四月一六日 營業收入	三八三八	、
、	、	、
二二年四月一六日 營業收入	三、九六〇千圓	帝銀當座借越及未拂利息
、	三、四一六	其他債務
計	二、九二三四	

(八) 處分資産なし

株主数 廿三名
 主要株主名 ダンロップ護謨株式会社
 (英 國)

裏面白紙

神戸市葦合區筒井町壹丁目貳拾番地
日本タンロップ護謨株式会社

貸借對照表

昭和貳拾四年九月參拾日現在

資産之部

科目	新勘定	舊勘定	合計
土地	一、九四二、三六五・四三	一、六三〇、〇〇〇・六三	三、五七二、三六六・〇六
建物設備	二、九四二、三六五・一〇		二、九四二、三六五・一〇
機械装置	四、〇八六、八三三・一五		四、〇八六、八三三・一五
工具器具備品	一、八九三、九三三・五〇		一、八九三、九三三・五〇
車輛運搬具	二、一七八、九八〇・九七		二、一七八、九八〇・九七
差入保證金	一、七八九、四八〇・八四	一、五〇〇・〇〇	三、二八九、四八〇・八四
投資資産	六、三四四、二五〇・〇〇	八、七五九、二〇〇・〇〇	一五、一〇三、四五〇・〇〇
材料	九、九七四、一八九・九五		九、九七四、一八九・九五
仕掛品	三、四一九、七九八・九七		三、四一九、七九八・九七
製品	一〇、三七二、八一五・五三		一〇、三七二、八一五・五三
貯藏品	八、八六六、九六五・五三		八、八六六、九六五・五三

合計	賣掛金、其他	預金、現金	前拂金	未經過保險料	假拂金	諸引當預金	復舊勘定	在外財産	繰越損金	舊勘定繰越損失	未整理受取勘定	当期損失金
一、九四二、三六五・四三	一、九四二、三六五・四三	一、七五〇、〇五三・八八	八〇七、一一八・七五	九、九七四、一八九・九五	一、五〇〇、一一一・五七	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	四、三三三、九八二・一八	一、九二二、五七九・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
三、五七二、三六六・〇六	三、五七二、三六六・〇六	三、五〇〇、一〇七・七三	八〇七、一一八・七五	九、九七四、一八九・九五	一、五〇〇、一一一・五七	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	四、三三三、九八二・一八	一、九二二、五七九・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

裏面白紙

負債之部

科目	新勘定	蓄勘定	合計
借入金	1,501,760,000.00	2,188,800,000.00	3,690,560,000.00
預り保証金	3,000,000.00	3,000,000.00	6,000,000.00
買掛金、其他	2,587,750,000.00	3,366,250,000.00	5,954,000,000.00
前受金		1,371,000.00	1,371,000.00
假受金	1,578,900,000.00	1,600,000,000.00	3,178,900,000.00
支拂手形	3,999,000,000.00		3,999,000,000.00
當座借越		2,288,000.00	2,288,000.00
顧客納付準備金	2,819,600,000.00		2,819,600,000.00
従業員退職準備金	3,737,700,000.00		3,737,700,000.00
資本金		4,000,000,000.00	4,000,000,000.00

法定積立金		1,144,000,000.00	1,144,000,000.00
別途積立金		1,111,000,000.00	1,111,000,000.00
繰越益金	1,345,800,000.00	3,310,000,000.00	4,655,800,000.00
未整理支拂勘定	2,000,000,000.00		2,000,000,000.00
合計	7,000,000,000.00	8,000,000,000.00	15,000,000,000.00

裏面白紙

損益計算書

(自昭和貳拾四年四月壹日
至昭和貳拾四年九月參拾日)

損失之部			利益之部		
合	雜	賣上品製造原價	合	雜	賣
計	損	一 般管理販賣費	計	益	上
八二五九〇七圓四角五分	八二八八六五圓三分一〇	一一八一三〇〇九圓四分	八〇一三八五六一・五	一、三〇〇、〇〇〇・〇	一、三〇〇、〇〇〇・〇
				差引當期損失金	
			八二五九〇七圓四角五分	一、三〇〇、〇〇〇・九〇	

裏面白紙

加藤 正雄

昭和二十六年五月二十五日

持株會社監理委員會
證券部長 香田 信次

外資委員會

事務局長 加屋 正雄 殿

日本ダンロップ護謨株式會社株式の件

一、本委員會は攝題日本ダンロップ護謨株式七五二株を内外通商株式會社のため管理中であり、右は昭和二十一年勅令第二三三號に基き處分せらるべきものであります。
二、依つて本委員會は若しダンロップ護謨株式會社（英國）が正當なる買受人としての資格を貴委員會から附與せられる場合は右株式處分の交渉に應じ處分案をBOLLOに提出する用意があります。

裏面白紙

昭和二十六年六月一日

持株會社整理委員會

證券部長 香田 信次

外資委員會

事務局長 賀屋 正雄 殿

日本ダンロップ護謨株式會社株式の件

一、本委員會は掲題日本ダンロップ護謨株式七五二株を内外通商株式會社のため管理中であり、
右は昭和二十一年勅令第二三三號に基き處分せらるべきものであります。

二、依つて本委員會はSOLLOの承認を條件として右株式をダンロップ護謨株式會社（英國）
に處分する用意があります。但し此の處分は貴委員會の許可を必要とします。

裏面白紙

昭和二十六年五月十八日

持株會社整理委員會

證券部長 香田 信次

日本ダンロップ護謨株式会社

代表取締役 J.L. Allaway

殿

一、日本ダンロップ護謨株式会社七五二株入札處分の件

元内外通商株式會社所有本委員會管理に係る貴社株式七五二株は連合軍最高司令部公正取引實施部の指示により左記の通り入札處分に附する事に決定致しました。

就而本件本狀入手次第直ちに貴社従業員並に貴社顧問辯護士ウエルティ殿に對し相違なく周知せしめられ度く右公正取引實施部の指示により要請します。

記

一、銘柄	新	日本ダンロップ護謨株式会社株式
一、株數	七五二株(額面二〇圓 拂込二〇圓)	
一、入札の場所	證券處理調整協議會東京本所及大阪支所	
一、入札の時期	昭和二十六年五月二十一日	
一、入札の締切	同 年五月二十八日	
一、落札の発表	同 年五月三十一日	
一、受渡	同 年六月 八日	

以上

裏面白紙

昭和二十六年五月十八日

持株會社整理委員會
證券部長 香田 備次

内外通商株式會社
社長 淺野 定次 殿

一、日本ダンロップ護謨株式會社株式七五二株入札處分の件

貴社元所有本委員會管理に係る日本ダンロップ護謨株式會社株式七五二株は連合軍最高司令部の指示により、左記の通り入札處分に附する事に決定致しましたから御了承下さい。

記

- 一、銘柄 柄 日本ダンロップ護謨株式會社株式
- 一、株 數 七五二株(額面二〇圓 拂込二〇圓)
- 一、入札の場所 證券處理調整協議會東京本所及大阪支所
- 一、入札發表 昭和二十六年五月二十一日
- 一、入札締切 同 年五月二十八日
- 一、落札發表 同 年五月三十一日
- 一、受 渡 同 年六月 八日

以上

裏面白紙

26/5/28

4
1
2

昭和二十六年五月二十八日

持株會社整理委員會

證券部長 香田 信次

日本タンロップ醸造株式會社

代表取締役 J.H. ALLAWAY

殿

一、貴社株式七五二株入札取消の件

去る五月十八日附貴職宛御通知致しました貴社株式七五二株の入札處分の件に關しては此
度適合軍最高司令部公正取引賞賜部の御指示により右入札を取消す事と致しました。
右御通知致します。

裏面白紙

掲 示

五月二十六日

証券処形調整協議会

第一一九七回地方入札「日本ダントップ護謨株式会社」入札取消しの件

五月二十一日附発表の第一一九七回地方入札売出銘柄中
「日本ダントップ護謨七五二株」の
入札は取消します。

裏面白紙

May 1, 1951

読
第
三
号

Mr. Elmer E. Welty
Mitsubishi Naka 2 Go-Kan,
Marunouchi,
Chiyoda-ku, Tokyo.

Dear Sir:

We wish to call your attention to that May 15th is the dead line set by Mr. Randall of GHQ for Dunlop Company to settle the case of 752 shares of Japan Dunlop Co. stock. We very well understand your viewpoint, however, unless the Dunlop Company gets official approval by the Foreign Investment Commission of Japanese Government to buy the above-mentioned shares, the former company has no qualification by law to obtain the existing old shares of Japanese concern. This office regrets to say that we are unable to draw up such disposal plan of shares to anyone unless he is qualified by law.

HCIC expects to consummate its function and close business by end of June, therefore, we are in a position to hurry the disposition of above shares.

If you wish to settle the case in your original line, your prompt attention to this matter will be obliged.

Yours truly,

(S. Koda)
Chief, Security Division,
Holding Company Liquidation
Commission

裏
面
白
紙

1 June 1951

To Mr. Masao Kaya,
Secretary-General,
Foreign Investment Commission.

Subject: Re Shares of Japan Dunlop Rubber Co. Stock

Dear Sir:

1. HCLC holds for account of Naigai Tsusho K.K. 752 shares of Japan Dunlop Rubber Co., Ltd., which must be disposed of by this Commission pursuant to Imp. Ord. No.233 of 1946.
2. This Commission will dispose of the above share to Dunlop Rubber Co., Ltd. (England), subject to approval by SCIC of the disposal plan, provided the application for acquisition is validated by FIC.

Yours faithfully,

for the Holding Company
Liquidation Commission

裏
面
白
紙

證券部長

三五外資委業オ六八号

昭和二十五年十月十八日

外資委員会委員長 岡東英雄

寫

ダンロップ・ラバー
カンパニー・リミテッド殿

日本ダンロップ護謨株式会社株式七五株取得申請の件

貴殿より外資委員会に提出されたる昭和二十五年十一月二十二日付、
 昭和二十五年五月三十一日付及び昭和二十五年八月一日付首題株式取得
 に関する申請は、日本ダンロップ護謨株式会社^{（株）}の従業員から当該
 株式譲渡受方希望あり、当該株式の管理^{（株）}である持株会社整理
 委員会^{（株）}の当該株式についての処理方針が未決定である現在
 当委員会として審査することは困難であるので却下し持株会社
 整理委員会^{（株）}の能心度が決定した上、更めて申請書が提出され
 たる場合これを審査するものとする。

經濟安定本部

裏面白紙

Translation

FIBGYO No.68/25.

18 October 1950

TO: The Dunlop Rubber Company, Ltd.

SUBJECT: Application for acquisition of 752 shares
of the Japan Dunlop Rubber Co., Ltd.

We wish to turn down your applications on the subject matter submitted to this Board under dates of 22 November 1949, 31 May 1950 and 1 August the same year because it is difficult for this Board to review at this moment when the employees of the Japan Dunlop Rubber Company desire the transfer and when the disposal policy of the Holding Company Liquidation Commission, under whose custody the shares in question are placed, remains undecided.

Please be advised that this Board will review the matter when HCLC comes to determine its policy and an application is submitted anew to this Board.

HIDEO SUDO
Chairman,
The Foreign Investment Board.

裏
面
白
紙

December , 1950

TO : HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION
FROM : The Entire Employees of the Nippon Dunlop
Rubber Co., Ltd.
SUBJECT : Petition Concerning the Purchase of the Stock
of the Said Company.

We, the undersigned, respectfully submit the
petition to be approved for purchasing the 752 stocks
which are now in the custody of the HCLC according to
the reasons stated in the attached sheets.

Respectfully submitted,

藤本 用輔

Yosuke Fujimoto, Rep. of the
Employees Nippon Dunlop Rubber
Co., Ltd.
20, 1-chome Tsutsui-cho, Fukiai-ku,
Kobe, Hyogo Pref.

裏
面
白
紙

裏面白紙

I. The outline of the Nippon Dunlop Rubber Company, Ltd.
(Formerly the Ghuo Rubber Industrial Co., Ltd.)

Capital : 20,000,000.- (fully paid-up)
 Number of stocks : 400,000
 Type of business : Manufacturer of automobile tires and tubes, bicycle tires and tubes, and other chemical and medical rubber products.
 Location : 29, 1-chome Tsutsui-cho, Fukiai-ku, Kobe, Hyogo-Pref.

II. The History of the company

October 1909 : Founded as the Dunlop Rubber (Far East) Co., Ltd.
 March 1917 : Registered as the Japanese Juridical Corporation by the Japanese Commercial Law
 February 1937 : The name of the company was altered as the Nippon Dunlop Rubber Co., Ltd.
 March 1942 : The Industrial Bank of Japan was appointed as the custodian of the stocks possessed by the Englishmen, and the plant was supervised by the Ministry of Commerce and Industry.
 October 1942 : By the order of the Finance Ministry in pursuance with the Enemy's Property Custody Law the 399,204 stocks were disposed into the Japanese capital at ¥33.00 per stock, (face-value of stock ¥20.00) as follows:

Okura Co.(Trading) Ltd.	219,204 stocks
Kawasaki Heavy Industries, Ltd.	36,000 "
Toyo Cotton Spinning Mills, Ltd.	36,000 "
Toyota Automobile Industry Co., Ltd.	36,000 "
Nissan Automobile Industry Co., Ltd.	36,000 "
Diesol Automobile Industry Co., Ltd.	36,000 "
Total	399,204 stocks

Other 752 stocks which were possessed by the Japanese holders were transferred to the Okura Co.(Trading), Ltd. by the direction of the Government.

- February 1943 The name of the company was changed to the Chuo Rubber Industrial Co., Ltd.
- June 1945 The 80% of the entire plant was damaged by the air-bombings. The rehabilitation work was started immediately after the bombings.
- April 1946 Approved to produce domestic supplies by the Hyogo Military Team.
- June 1947 The Emperor inspected the plant because of its splendid recovery in the Hyogo Prefecture.
- August 1949 Returned to the Nippon Dunlop Rubber Co., Ltd. The 500,234 stocks which were formerly by the Englishmen were returned to the respective original stockholders by the direction of the G.I. and the name was changed to the Nippon Dunlop Rubber Co., Ltd. The administration of the plant was returned to the Englishmen.

III. Reasons

- (1) We are all working daily at the plant of the Nippon Dunlop Rubber Co., Ltd. of which a brief history is stated above, and 80% of the buildings, machineries and installations of the plant was damaged by the air-raids.
- (2) At the time the establishment of the new plant on another new lot was considered. The officers of the company insisted on the rehabilitation of the damaged plant due to an agreement completed before the war between the Englishmen and the company, and standing on the mutual truthfulness. We, all of the employees, endeavored ourselves to cooperate with the officers for the recovery of the plant from the standpoint of Japanese Morality.
- (3) The rehabilitation works had been continued in the same way even after the termination of the War. For the great expectation that the Japanese-English merged cooperation will sure to be realized when the stocks and the enterprise are returned to the hands of the Englishmen in the future, we should devote ourselves to the rehabilitation and production increase with our faithfulness. So we, Japanese employees, have been endeavoring our best not only for the recovery of the plants to the original state but to the improvement and expansion, pushing away many difficulties together with the officers of the company.

- (4) The present facilities are the results of the cooperated efforts of the officers of the former Onuo Rubber Co., Ltd. and of ours. Accordingly they are almost newly installed. This fact nobody can deny.
- (5) As stated above, in August 1944 all the stocks possessed by the Englishmen were returned to the original holders, and the name of the company was changed to the Nippon Dunlop Rubber Co., Ltd. and also the administration of the company was returned to the Englishmen. Our expectation was entirely betrayed.
- (6) But notwithstanding the above fact we, all the employces, devoted ourselves to our duties which meant the increase of production and sufficient supply of truck tires over the allotted quantity by direction of the authorities.
- (7) Since the introduction of the rubber industry into Japan accompanied with the establishment of the company in 1909, we all of the employees of the company have devoted ourselves to the development of the rubber products as a pioneer. It is our pride that we have been keeping the praise in our particular traditional fame in our products even though they have sometimes been oppressed by foreign enterprises. For the sake of the above traditional fame we did our best for the rehabilitation work, and we will do our best for the production increase. It can be certified that since there are more than 30 employees who have worked more than 30 years and more than 100 employees who have worked more than 20 years, there are many employees who have devoted themselves for the development of the company as their life-work. Other employees, besides the above stated, also have the desire and decision to serve the company for life in the same manner as the employees stated above. On this occasion, we greatly desire to possess the stocks of the company. Our desire is not only natural but our pride.

裏
面
白
紙

- (8) Because of the above facts we have great desire the disposal of 752 stocks, in the custody of HCLC of which the original holders were Japanese nationals, to the present employees of the company.
- (9) It is clearly described in the clauses of the law that the disposal of the stocks in the custody of HCLC shall be given first priority to employees of the company. Therefore we, the employees, have completed all the necessary preparations to purchase the above stocks.
- (10) We have firm confidence that our petition shall be approved, and our desire shall be fulfilled. On this occasion we wish to declare our decision that we will do our best with faithfulness for the increase of production and the recovery of the country cooperating with the administration of the company.

.....OO.....

裏
面
白
紙

株式譲受に関する陳情書

日本ダンロップ護謨株式会社

従業員一同

裏面白紙

吾々は日本ダンロップ談話株式會社の従業員であります。吾々は左記の特種事情に依り、持株整理委員會が管理保有して居る。當社の株式七五二株を是非吾々従業員に譲渡せられる様に切望懇願する次第であります。

裏面白紙

日本ダンロップ護謨株式會社（舊中央ゴム工業株式會社）の概況

資本金 八百萬圓 金額拂込済
 株數 四拾萬株
 業種 自動車タイヤ・チューブ・自轉車タイヤ・チューブ其
 の他工業用及醫療用ゴム製品の製造
 所在地 兵庫縣神戸市葺合區筒井町一丁目二〇番地

二、社 歴

明治四十二年十月 ダンロップ護謨（極東）株式會社創立
 大正 六年三月 日本商法に依る日本法人として登記
 昭和十二年二月 社名を「日本ダンロップ護謨株式會社」と變更
 昭和十七年三月 英人所有株につき日本興業銀行が敵産管理人に
 選任せられ工場は商工省管理工場となる
 昭和十七年十月 敵産管理法に基く大藏大臣の賣却命令に依り英
 人所有株式三九九、二四八株は一株金二十圓

（拂込済）を三十八圓の割合で次の通り日本資
 本に賣却

大倉商事株式會社	二一九、二四八株
川崎重工業株式會社	三六、〇〇〇株
東洋紡績株式會社	三六、〇〇〇株
豊田自動車工業株式會社	三六、〇〇〇株
日産自動車工業株式會社	三六、〇〇〇株
ダイセル自動車工業株式會社	三六、〇〇〇株
計	三九九、二四八株

尚これ以外の日本人所有株式七五二株は政府當局の指示により
 各所有者より大倉商事株式會社に譲渡
 昭和十八年二月 社名を「中央ゴム工業株式會社」と改稱
 昭和二十年六月 空襲に依り全工場の八割を焼失したるも直に復
 興に着手
 昭和二十一年四月 兵庫軍政部より民需品生産に轉換の許可を受く

裏面白紙

昭和二十二年六月 兵庫縣下に於ける復興顯著なる工場として天皇陛下の御視察の榮に浴す

昭和二十四年八月 日本ダンロップゴム株式會社に返還

敵産返還處置に基き元英人所有株式三九九、二四八株は總司令部の指示に依り夫々元所有者に返還せられ社名を日本ダンロップゴム株式會社に還元し英人の經營に還元せらる

ニ陳情の要旨

(一) 現在私達の働いて居る職場即ち日本ダンロップ護謨株式會社は前項に記述する様な經歷の會社であります。昭和二十年六月この工場建物、機械設備等の八十%は戦争中空襲によつて壊滅し去つたのであります。

(二) 當時新規專業として他所に工場新設の問題も起つたのであります。が時の日本人經營者は戦前英人との間に會社を日英合弁として經營す可き契約もあり相互の信義に基き復舊生産再開の要を強調した

ので私達従業員も日本人の立場から道徳的に是れに協調し全力を盡したのであります。

(三) この復舊は終戦後もその儘續行せられ吾々日本人が誠意を盡して復舊生産増強に挺身して置けば將來株式及經營が英國に返還される場合には必ずや日英合弁の專業として處理せられるであらうとの信念の下に益々努力を傾倒し凡ゆる困難を排して原狀の復舊のみならず擴張改良も推進せられ吾々も一意これに協力したのであります。

(四) 即ち今日ある處のものは舊中央ゴム役員と協力し私達従業員が凡ゆる困難を克服し獻身的な努力を拂つて創造した處の全然新たなものでありこの毅然たる事實は何人と雖も之れを否定する事は出来ぬ處であると確信致します。

(五) 然るに昭和二十四年八月前述の元英人所有株式はそのまま返還せられ社名は日本ダンロップ護謨株式會社に還元し經營も英人側に還元せられ日本人待望の日英合弁は實現せられなかつたのであり

ます

(丙) 然し吾々従業員は何等之れに影響される事なく生産の上昇に全面的に協力し私達に課せられた剰下の急務とも謂うべきトラツクタイヤの供給については常に當局の御指示を上廻る生産を擧げて居るのであります

(出) 吾々従業員は當社が明治四十二年に創立せられ我國にゴム工業が移入せられるや斯業の草分として常に是が發展に率先協力し時には外國資本の壓迫を受くも克く是れに耐へ來つた特異の傳統と性格とを保有して居ることは一般より讚辭を受け居る事であり吾々の誇とする所であります

この傳統と誇とがある爲にこそ吾々は前述の復舊にも十二分の協力を爲し得たのであり又現在も生産増強に挺身し得るものと確信して居ります

この事は自己の一生を會社事業の發展に寄與した者、即ち三十年以上の勤績者が三十有余名ある外二十年以上の勤績者が百余名の

多きに達し居る事でも自明であり又他の従業員も極力永年勤績を希望し益々事業の發展に協力せんとの自負心を持つて居ります是等の従業員が此の機會に於て譬へ少い株式会社でも所有し度いと希望する事は自然であるのみならず誇りとするものであります

(丙) 以上の経緯から見ても前述の持株整理委員會が管理所有して居る元日本人所有の七五二株は是非吾々従業員に譲渡處分せられん事を日本人の立場及従業員の立場から切望懇願する次第であります

(出) 尙持株整理委員會が當社の株式を處分せられる場合吾々従業員が優先して是れが譲り受けを受け得る事は法令に明記せられる處であり吾々従業員は是れを譲り受く可く萬般の準備を完了して居るのであります

(丙) 此の吾々の陳情は必らず當局に於て諒承せられ吾々の願望を達成して頂ける事を確信して居るのであります吾々従業員は更に一層の誠を致し經營者と協力し生産の復興に挺身し以つて日本復興の爲全力を傾倒す可き事を附言致します

昭和二十五年十一月

神戸市葦合區筋井町一丁目二〇番地

日本ダンロップ護謨株式会社

従業員代表 藤 本 用 輔

持株整理委員会
委員 日 友 昭 敬

裏面白紙

昭和26年5月12日

持株會社整理委員會

神戸市早合王岡井町一〇二〇
日本タンクプロ護謨株式会社

訂定ノ証券請求表
証券部
相違
送付
フ持株整理委員会

(シラシラ)

裏面白紙

昭和 21 年 5 月 10 日

持株會社整理委員會
電話銀座(57)三七八〇一二番

神戶市中之島
日本ダンロップ護謨株式會社

前年度参照貴社増資計画概要
持株整理委員會 記 考部
合セ知ラセテ

シ

裏面白紙

昭和二十六年 五月 八日

東京都千代田区内幸町三丁目一番地
持株會社整理委員會
電話掛所(57)三七八〇一三番

證券部第二號

神戶市共済會同井町一丁目二〇
日本ダンロップ護謨株式會社
貴社株式評價に關する参考資料の件

首題の件に關して左記書類を添送して下さい

A 同封會社調査表

B 最近三期分の決算資料

- (イ) 又は營業報告書 三期分
 - (ロ) 又は増資の社債の募集を以てありませば増資
 - (ハ) 又は増資の社債の募集に關するパンフレット
- 目録見書が該社債の募集に關するパンフレット
- 註 A 並に B 並に 添送しては 何れも一種類にて結構

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町二丁目一番地
持株會社整理委員會
電話號碼(57)三七八〇一二番

102
Bの資料に關し、是に必要なる材料を
下さい。既成同録は日誌通り一期分の計に
結構。以下

裏面白紙

日本ダンロップ護膜株式会社株式交渉價格並に創設案議要領

一、譲渡株數 七五二株 額 面 二〇圓（拂込二〇圓）

總株式數 四〇〇〇〇〇株の〇一八八%

二、譲渡者 H.O.L.C

三、舊所有者 内外通商

四、交渉價格（案） 一六〇圓

五、處分の方法 (The Dunlop Rubber Co., Ltd.) 英國ダンロップ護膜株式会社に譲渡する。

「註」本株式は昭和二十五年法律第一六三號「外資に關する法律」によりダンロップ護膜株式会社より外資委員會に買入れに關し申請中にして近日中に認可がある予定。株券の受渡は右認可後行われるものである。

参 考

(イ) 譲渡者希望價格 一六〇圓

(ロ) 譲受者希望價格

(ハ) 舊所有者希望價格 一六〇圓

(ニ) 一株當り正味資産 五八二圓二九錢（二五年一二月末B/S）

一五〇圓八一錢（右を資産再評價前に換算の場合）

裏面白紙

會社概要

- 一、設立 明治四十二年十月
- 二、資本金 公稱 八〇〇〇千圓
拂込 八〇〇〇千圓
- 三、事業 總株式數 四〇〇、〇〇〇株
株主數 二名
自動車タイヤ、チューブ、自轉車タイヤ、チューブ、其他工業
用及醫療用ゴム製品の製造
- 四、所在地 本社 兵庫縣神戸市舞合區筒井町一の二〇
支店又は工場 本社に同じ

五、利益及配當率

決算期	利益金(千圓)	正味利益率(年)	配當率
自昭和二年 八月一日 至昭和五年 七月三十一日	六六一七(四八ヶ月)	一三、四%	
自昭和五年 八月一日 至昭和五年 二月三十一日	七〇三一九(五ヶ月)	一三、七%	

日本ダンロップ護謨株式会社

當社は資本金八〇〇〇千圓にして昭和二〇年六月戦災により全工場を焼失したるも直ちに復興に着手し現在の盛業をみるに至つた。

昭和五年一月現在 B/S による正味資産は一株當り五八二圓二九錢、資産再評價前に換算すれば一五〇圓八一錢となり利益率は年一三、七%を算出する。

當社の業界に於ける地歩は市場にこそないが往年の地位、地盤等よりみて横濱護謨製造株式會社と比肩し得るもので業態を比較すると左記の通りである。(昭和五年一月現在 單位千圓)

	資本金	利益金	利益率
横濱護謨製造	二〇〇〇〇	六九四二八(八月)	年 三三、九%
日本ダンロップ護謨	八、〇〇〇	七〇三一九(五月)	年 一三、七%

日本ダンロップ護謨の整備計画によると増資計画は左記の通りである。

増資内訳

現金拂込	一六〇〇〇千圓
現物出資	一一三〇〇〇千圓
計	二七三〇〇〇千圓
増資後の資本金	二三六〇〇〇千圓

右現金拂込よりみると新株の割當は一対二の割合となり日本ダンロップ製糖増資後の一株當り時價を略々横濱製糖製造と匹敵するものとして六月二日現在の横濱製糖製造時價一九〇圓(五〇圓全額拂込)より逆算し權利含み相場を算出すれば一株(額面二〇圓)當り一八八圓となる。

前記諸事情並に本株式は市場性なき點等を考慮し一株當り一六〇圓を以て譲渡の基と致したる。

「註」敵産管理法により處分された英國獨所有株式三九九二四八株(發行總株數四〇〇〇〇株)は二四年八月司令部の指示により舊所有者ダンロップ・ツバー・カンパニー・リミテッドに返還された。

裏面白紙

貸借対照表 昭和廿五年十二月卅一日現在

資産之部		負債之部	
科目	帳簿価額	科目	帳簿価額
	評價額		評價額
	摘要		摘要
固定資産	二三八九六七	資本金勘定	二五七五二七
土地	二五八五	資本金	八〇〇〇
建物	九七九七	再評價積立金	一七二五九一
機械装置	一〇三五六〇	前期繰越金	六六一七
車輛運搬具	九九二	当期利益金	七〇三一九
復舊勘定	五五九一	法定積立金	〇
工具、器具備品	二八二六八	次期繰越金	二四一六
流動資産	二四八二二	外部負債	二一六三六
投資資産	一五九七	借入金	六六〇二
材料	三〇、三三二	買掛金及未拂金	四六四〇三九
仕掛品	五七、六七七	支拂手形	四三、四一四
製品	一八、二五三		
貯蔵品	二、三八三	前受金	一三、三四
賣掛金及未收入金	二四、二三九	預り保費及未受金	九、九三〇
受取手形	二〇、八五五	納税引当金	八、五二四〇
預金及現金	一〇、八二九	從價買戻準備金	八、七二二
未經過経費	六、七〇〇	事業税引当金	二、五七三〇
差入保証金	七、二〇六		
合計	一四三、七八八	合計	一四三、七八八

裏面白紙

會社損益計算書

自昭和二五年 八月 一日
至昭和二五年 二月三十一日
(單位千圓)

收入之部		支出之部	
科目	金額	科目	金額
賣上品製造原價	一、四一、〇三九	賣上高	一、七〇、七六一三
一級管理及販賣費	一、五、六四一六	雜益	二八、三七九
雜損	九八、二一八		
差引當期利益金	七〇、三一九		
合計	一、七三五、九九二	合計	一、七三五、九九二

裏面白紙

三

昭和二十六年六月十八日

持株會社整理委員會

田代有三

神戸市灘区大和町五〇一九
土田由心明 殿

日本タタコテ護謨株式会社株式七五三株に関する件

前畧貴殿より御依頼のありました前記の株式につきまうは昭和
 三十五年法律第一六三号「外資に関する法律」により *Monopoly Rubber Co., Ltd.*
 より外資委員会（買入れに關する申請あり）三十五年六月六日認可
 とありましたので六月八日の證券處理調整協議會に於ける
 會議の結果右申請者に譲渡する事に決定致し六月十一日
 委渡いたしました。

右如通知致しませう。

めくれず

